

津環社高第307号  
令和2年4月22日

地域密着型通所介護事業所管理者 様  
認知症対応型通所介護事業所管理者 様

津山市環境福祉部  
社会福祉事務所高齢介護課長

### 新型コロナウイルス感染症に関するサービス提供継続等の検討について

介護保険行政の推進につきましては、平素からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言が全国に発令されました。また、岡山県では19名の感染が確認されています。本市では新型コロナウイルス感染症患者は確認されていませんが、今後、感染が確認され、感染が拡大する場合のサービス提供継続について、厚生労働省通知より通所系サービスが行えるものについてまとめましたので、情報提供します。

あらかじめご検討いただきますようお願いいたします。

適用については後日通知します。

#### 【問い合わせ先】

津山市環境福祉部高齢介護課

〒708 - 8501 岡山県津山市山北520

電 話：0868 - 32 - 2070（直通）

担 当：庶務・事業者班

## 新型コロナウイルス感染症による休業時または感染拡大防止の観点から提供できるサービスについて（通所系サービス）

### 【提供可能なサービス】

- 1 居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供可能。1日に複数回訪問し、サービス提供可能。  
（介護保険最新情報：Vol.770 参照）
- 2 事業所でのサービス提供と居宅への訪問でのサービス提供の両方を行える。組み合わせたの実施も可能。  
（介護保険最新情報：Vol.779 問1 参照）
- 3 時間を短縮しての通所サービスの提供  
（介護保険最新情報：Vol.816 問1 参照）
- 4 電話による安否確認。休業要請ありの場合は1日2回、休業要請なしの場合は1日1回報酬算定可能。  
利用者の意向を確認した上で、あらかじめケアプランに位置付けた利用日に、健康状態・直近の食事の内容や時間・直近の入浴の有無や時間・当日の外出の有無と外出先・希望するサービスの提供内容や頻度を聞く。  
（介護保険最新情報：Vol.809 問1、2 参照）

### 【報酬の特例】

- 1 基本報酬  
居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合。
  - ・ サービス提供時間が短時間の場合は、サービスの最短時間の報酬区分（2時間以上3時間未満）を算定する。
  - ・ 1日に複数回訪問し、サービス提供した場合には、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定できる。ただし、居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限とする。  
（介護保険最新情報：Vol.770 参照）

厚生労働省のHPに「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについてのまとめ」が掲載されています。参考にしてください。

HPアドレス：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>